

平成十八年二月二十四日受領
答 弁 第 七 八 号

内閣衆質一六四第七八号

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の自殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の自殺に関する質問に対する答弁書

一について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の期間における外務省職員の自殺者は、昭和五十五年度が在外職員一人、平成五年度が国内職員一人、平成六年度が国内職員一人、平成八年度が国内職員一人及び在外職員二人、平成十二年度が在外職員一人並びに平成十六年度が在外職員一人である。

二及び三について

一般に、外務省職員が死亡した場合には、その死亡の事実は、訃報等によって他の職員に告知される。外務省が職員の死亡の事実につき外部から照会を受けた場合には、遺族の意向を確認し、承諾を得た事柄について回答している。

四について

外務省において確認できる範囲では、一について述べた自殺者については、昭和五十五年度の一人を除き、その死亡の事実が訃報等によって他の職員に告知されている。

五について

外務省は、職員の心の健康づくりに努めており、職員からの相談を受け付けているほか、管理職職員等を対象とした心の健康づくりに関する研修を実施している。外務省職員の自殺者数については、一について述べたとおりである。

六について

御指摘の監察査察担当参事官の上海出張時には、在上海総領事館のすべての館員との面接等が行われた。面接の目的には、在上海総領事館の館員の死亡のような事案の再発防止が含まれている。